



発行所  
岡垣町役場  
責任者  
岡垣町長 俵口 静江  
印刷所  
有限会社 大和印刷所  
電話 東郷 27番

議案だより

昭和四十年第一回定期例町議会は三月四日招集され会期三月三十一日迄とし次の議案が可決された。

議案第十二号行政事務の委嘱について  
区長届出に対し行政事務委嘱可決

議案第十三号土地取得について  
新新興産株式会社と契約中の高陽跡地二四三一坪無償にて取得の件可決

議案第十四号三吉団地専用水道給水条例可決

議案第十五号歳計現金預入先の指定の件可決

議案第十六号基本財産及び積立金預入先の指定の件可決

議案第十七号財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例可決

議案第十八号昭和四十年年度一般会計予算可決(別掲)

議案第十九号国民健康保険特別会計予算可決(別掲)

議案第二十号特別会計簡易水道予算可決(別掲)

議案第二十一号特別会計農業共済事業予算可決(別掲)

議案第二十三号選挙管理委員及び補充員の選挙について次の通り選任可決  
選挙管理委員会委員(順不同敬称略) 広渡勇、花田三二、広渡喜多留、石田延寿  
補充員 門司栄、竹井博、高島津守、細手豊太郎

議案第二十四号国民健康保険財政の健全化に関する意見書の提出を可決(内閣総理大臣宛)

議案第二十五号対国有林浸植木及び浸植地の処置について高倉字金久曾県行造林の内、国有林内に植栽分は立木は県町に土地は国に返還すること可決(面積〇、〇八二八陌)

議案第二十六号町税条例の一部(次頁へつづく)

昭和40年度歳入歳出予算明細書

歳入の部 (単位千円)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	増	減
1	町 税	34.138	32.347	1.971	△ 180
1	町 民 税	9.612	8.826	786	
2	固定資産税	15.036	14.962	104	△ 30
3	軽自動車税	940	859	81	
4	市町村 煙草消費税	6.000	5.000	1.000	
5	電気ガス税	2.450	2.600		△ 150
6	木材引取税	100	100		
2	国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	4.000	3.860	140	
3	地方交付税	47.000	39.520	7.480	
4	分担金及び 負担金	801	653	148	
5	使用料及び 手数料	690	660	30	
6	国庫支出金	73.338	70.005	27.670	△ 24.337
1	国庫負担金	2.045	1.626	419	
2	国庫補助 金	70.536	67.885	26.988	△ 24.337
3	委託 金	757	494	263	
7	県 支出 金	18.403	3.907	14.616	△ 120
1	県 負 担 金	310	399	31	△ 120
2	県 補 助 金	17.752	3.167	14.585	
3	委 託 金	341	341		
8	財 産 収 入	8.941	9.685	1.009	△ 1.753
1	財産運用収入	3.935	3.099	1.009	△ 173
2	財産売却収入	5.006	6.586		△ 1.580
9	寄 附 金	2	2		
10	繰 入 金	21.000	0	21.000	
11	繰 越 金	9.000	8.194	806	
12	諸 収 入	5.921	5.703	218	
1	延滞金	100	53	47	
2	町預金	200	100	100	
3	貸付金	100	100		
4	収益事業	1.000	1.000		
5	雑収入	4.521	4.450	71	
13	町 債	35.500	3.400	33.500	△ 1.400
	合 計	258.734	177.936	108.588	△ 27.790

歳出の部

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	増	減
1	議 会 費	8.368	6.618	1.750	
2	総 務 費	66.915	27.657	41.885	△ 2.627
1	総務管理費	57.802	20.157	40.227	△ 2.582
2	徴税	5.880	5.235	645	
3	戸籍住民登録費	2.297	2.000	297	
4	選挙費	642	171	502	△ 31
5	統計調査費	228	28	214	△ 14
6	監査委員費	66	66		
3	民 生 費	15.725	14.969	757	△ 1
1	社会福祉費	11.519	11.328	192	△ 1
2	児童福祉費	4.011	3.446	565	
3	生活保護費	195	195		
4	衛 生 費	18.868	4.122	15.299	△ 553
1	保健衛生費	2.948	2.879	276	△ 207
2	清掃費	920	1.243	23	△ 346
3	上水道費	15.000	0	15.000	
5	労 働 費	12.649	12.483	264	△ 98
1	失業対策費	12.649	12.483	264	△ 98
6	農林水産業費	38.505	38.474	14.109	△ 14.078
1	農業費	24.610	38.269	409	△ 14.068
2	林業費	13.705	115	13.600	△ 10
3	水産業費	190	90	100	
7	商 工 費	673	523	150	
8	土 木 費	11.789	16.115	3.050	△ 7.396
1	土木管理費	3.440	2.645	795	
2	道路橋梁費	5.407	3.412	1.995	
3	河川宅	2.267	2.077	190	
4	住	675	7.981	70	△ 7.376
9	消 防 費	1.479	1.443	36	
10	教 育 費	77.215	49.935	27.980	△ 700
1	教育総務費	4.337	3.979	358	
2	小学校	67.465	40.338	27.273	△ 146
3	中学校	4.439	4.622	295	△ 478
4	社会教育	755	831		△ 76
5	保健体育	219	165	54	
11	災害復旧費	23	52		△ 29
12	公 債 費	5.659	4.805	854	
13	諸 支 出 金	701	1	700	
14	予 備 費	165	739		△ 574
	合 計	258.734	177.936	106.834	△ 26.036

昭和40年度特別会計農業共済事業費

歳入歳出予算書 (単位千円)

歳入の部 (農作物共済勘定)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	増	減
1	掛金交付金	1,036	704	332	
2	及び補助金	1,492	440	1,052	
3	保険越金計	150	0	150	
	合 計	2,678	1,144	1,534	

歳入の部 (家畜共済勘定)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	増	減
1	共済掛金	132	144		△ 12
2	保険金及び診療補助金	183	206		△ 23
3	諸収入計	8	0	8	
	合 計	323	350		△ 27

歳入の部 (業務勘定)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	増	減
1	賦課金	202	221		△ 19
2	器具支出金	846	798	48	
3	繰入金	500	500		
4	繰越収入金	3	13		△ 10
5	繰越入金計	200	150	50	
	合 計	1,751	1,682	69	
	歳入総合計	4,752	3,176	1,576	

歳出の部 (農作物共済勘定)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	増	減
1	共 済 金	2,528	1,122	1,406	
2	予 備 費	150	22	128	
	合 計	2,678	1,144	1,534	

(家畜共済勘定)

1	保険料及び技術料	132	144		△ 12
2	共 済 金	183	206		△ 23
3	諸 支 出 金	8	0	8	
	合 計	323	350		△ 27

(業務勘定)

1	総務費	1,372	1,277	95	
2	業務費	212	227		△ 15
3	連合会支出金	127	138		△ 11
4	予備費	40	40		
	合 計	1,751	1,682	69	
	歳出総合計	4,752	3,176	1,576	

昭和40年度特別会計簡易水道歳入歳出予算

歳入の部

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	増	減
1	使用料及び手数料	4,753	3,857	896	
2	繰入金	15,000	0	15,000	
3	繰越金	300	300		
4	雑収入	5	2	3	
	合 計	20,058	4,159	15,899	

歳出の部

1	簡易水道費	18,811	2,912	15,899	
2	公 債 費	1,047	1,047		△ 16
3	予 備 費	200	200		
	合 計	20,058	4,159	15,915	△ 16

昭和39年度一般会計補正予算

歳入の部 (単位千円)

款	項	補正前の 額	補正後の 額	増	減
3	地方交付税	46,841	47,444	603	
4	分担金及負担金	1,157	1,347	190	
6	国庫支出金	98,284	98,154		△ 130
7	県支出金	15,950	15,761		△ 189
8	財産収入	14,825	13,469		△ 1,356
9	財産附入金	45	645	600	
12	寄附収入	6,083	6,421	338	
13	町会費	8,200	9,200	1,000	
	合 計	250,098	251,154	1,056	

歳出の部

款	項	補正前	補正後	増	減
1	議 会 費	7,740	7,791	51	
2	総務費	38,684	38,882	198	
3	民生費	17,945	17,966	21	
4	衛生費	8,111	8,112	1	
6	農林水産業費	26,438	26,599	161	
8	土木費	21,971	21,973	2	
10	土教費	107,456	108,007	551	
12	公債費	4,825	4,889	64	
13	諸 支 出 金	1	8	7	
	合 計	250,098	251,154	1,056	

(前頁のつづき)  
を改正する条例可決  
町民税所得割の課税方式が本  
文方式に一本化されたことに  
伴い改正するものである  
議案第二十七号県行造林地の一  
部を道路使用について可決  
海老津駅道の県行造林地をみ  
かん園開発道路として六二〇  
平方米を道路使用面積として  
使用するものである  
議案第二十八号青少年問題協議  
会設置条例制定の件可決  
議案第二十九号昭和三十九年度  
一般会計補正予算可決(別掲)  
議案第三十号昭和三十九年度農  
業共済会計補正予算可決(別  
掲)

昭和40年度特別会計

国民健康保険歳入歳出予算書

歳入の部 (単位千円)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	増	減
1	国民健康保険税	6,948	5,043	1,905	
2	一部負担金	3	3		
3	使用料及び手数料	16	10	6	
4	国庫支出金	12,536	6,351	6,185	
1.	国庫負担金	9,700	5,661	4,039	
2.	国庫支出金	2,836	690	2,146	
5	県支出金	2	2		
6	県財産収入	1	1		
7	財産附入金	1	1		
8	寄附収入	1,500	1,500		
9	繰越収入	1	300		△ 299
10	繰越雑収入	29	33		△ 4
	合 計	21,037	13,244	7,793	

歳出の部

1	総 務 費	1,791	1,637	154	
2	保 険 給 付 費	17,906	10,393	7,513	
3	保 健 施 設 費	1,032	906	126	
4	基 金 積 立 金	1	1		
5	公 債 費	1	1		
6	諸 支 出 金	6	6		
7	予 備 費	300	300		
	合 計	21,037	13,244	7,793	

# 町税条例の一部を改正

## 町民税所得割は40年度から

### 本文方式によって課税される

3月町議会で町税条例一部改正案が審議可決されたが、今回の改正は低所得者の負担軽減と、市町村間の負担の不均衡を是正するために昨年地方税法が改正されたことにもとづいて、行われたもので、その内容は町民税所得割の課税方式が全国的に統一されたことにより、従来の但書方式（39年度は特例方式）を本文方式に改めたことが主体である。

主な改正点は次のようである。

#### ◎所得控除

新（総所得金額+退職所得金額+山林所得）-（雑損控除+医療費控除～限度150,000円+社会保険料控除～全額+扶養控除～

1人目 70,000円  
2人目以降 30,000円 + 生命保険料控除～限度22,500円 + 基礎控除～

90,000円）= 課税総所得金額

旧 { 総所得金額（給与所得は  $\frac{5}{100}$  ～最高20,000円の特別控除をした残

額）+退職所得+山林所得 } -（扶養控除～1人目 4万円 + 基礎

控除～90,000円）= 課税総所得金額

#### ◎税額控除

新 1、納税義務者が事業専従者を有する場合、課税総所得金額を算定する段階で1人について、青色は8万円、白色は5万円を所得から控除。

2、扶養親族に障害者がある場合又は本人が障害者、老年者、寡婦、勤労学生であるときは1人につき1,000円を控除。

3、配当控除は（普通配当3%、投信分配金1.5%）を税額から控除

旧 新1、の場合、1人につき青色1,600円 白色1,000円を税額から控除

新2、の場合、1人につき500円を控除。

新3、の場合、なし

#### ◎税率

新 地方税法によって、従来の準拠税率が標準税率に改められ、本町の場合、標準税率の1.3倍（税法における限度は1.5倍）とされた

旧 準拠税率にもとづき財政事情に応じて決定していた。

以上の方式、税率の改正によって税額の実例を次に示して見る。  
（総所得金額が前年と同額として）

家族構成	項目	金額	改正前	改正後	差引
A…配偶者、子2人	①給与所得金額	375,870円	=税額1,750円	1,300円	450円安くなる。
	②社会保険料	16,290円			
	③生命保険料	0円			
B…配偶者、子2人	①～	435,010円	=税額3,510円	2,490円	1,020円安くなる。
	②～	18,948円			
	③～	0円			
C…配偶者、子2人	①～	578,260円	=税額7,690円	5,420円	2,270円安くなる。
	②～	25,440円			
	③～	0円			
D…配偶者、子3人	①～	724,660円	=税額13,800円	9,040円	4,760円安くなる。
	②～	41,560円			
	③～	22,500円			
E 配偶者、子4人	①～	888,330円	=税額20,230円	14,330円	5,900円安くなる。
	②～	43,190円			
	③～	16,850円			
F…配偶者、子1人	①～	1,022,130円	=税額32,090円	27,000円	5,090円安くなる。
	②～	55,250円			
	③～	22,500円			
G…配偶者、子3人	①～	1,258,730円	=税額42,050円	40,810円	1,240円安くなる。
	②～	34,920円			
	③～	22,500円			

(税務課)

## 五十万円を奨学資金に

高倉出身の大村文治氏は、明治の末アメリカに渡り、刻苦精励、現在は独逸人の奥さんと米國に帰化しておられるが、四十数年ぶり帰省し、五十万円を奨学資金に寄贈された。

この金は岡垣中学校で管理され、高倉出身の高校生に、毎年三名ずつ、月千円の奨学金が支給される。

# 明るく正しい選挙

## 一人一人の決意

参議院議員の半数改選を目前に控えて、関係方面の地下工作はすでに深刻なものと伝えられます。また地方選挙が迫っている。さらに、この秋ごろには、衆議院の総選挙も、あるいは行なわれるとの噂さえ聞えています。もしそんなことでもなれば今年の公職選挙界は多忙

候補者の眼中にはただ自分の当落しか存在しないように思われる。議会政治七十五年、普選四十年、そして婦選二十年の今日こんな状態であってよいはずはない。しかし現実は何とも否定できないものである。選挙関係の当局者や民間識者が過去十数年、大童になり、声を大にして棄権をしないように、良心に従って投票しよう、真の適格者を選ぼうと叫びつづけてきた苦心にもかゝらず、選挙界の汚濁はまだ浄化されるに至らない。根本問題としては公職選挙法の

適用せられない日常いっさいの選挙界までの肅正を考へるべきである。

× × ×

しかし、それはそれとして、有権者の誰にもすぐに出来ることは、主権担当者たる以上、断じて不正な投票を行わないという決意を固めるにある。一人一人の良心の指図に従い、心中の賊を克服しさえすれば、違反問題はなくなるのである。

公明選挙時報より抜粋

# おしらせ

## お米を受配している

### 消費者の皆さんへ！

現在のお米の通帳が五月一日付で一部様式が交りますので、御知らせします。従って最寄り（むすび付き）販売店に御連絡の上、通帳の交換をして下さい。

## 社会福祉協議会へ

### 香典返しとして寄附

高倉、故深田信行氏（二六才）二月二〇日死亡、父深田清三氏より寄附  
吉木、故田口芳一氏（四三才）二月二六日死亡、妻田口サト子氏より寄附  
東海老津、故吉田琴男氏（六五才）三月七日死亡、妻吉田ツヤ氏より寄附  
吉木、故田口貫一氏（七四才）三月一日死亡、田口サト子氏より寄附  
新海老津、故浜田護ちゃん（昭和三九年八月二八日生）三月二三日死亡、父浜田力氏より寄附  
東海老津、故永見マツ氏（七五才）四月四日死亡、長男永見米夫氏より寄附  
東山田、故朝倉ヒデ氏（七九才）四月五日死亡、長男朝倉増蔵氏より寄附

社会福祉協議会と  
老人クラブ寿会へ  
香典返しとして寄附  
元松原、故広渡福寿氏（九一才）四月五日死亡、長男広渡悟氏より寄附  
社会福祉協議会へ  
快気内祝として寄附

吉木、瓜生ハナ氏は昨年五月病気のため速賀療養所へ入院静養中のところ全快して三月末退院なされました。  
つきましては入院中のお見舞御芳情に対し深甚の謝意を捧げ長男瓜生静敏氏より町社協へ御見舞かえしとして寄附を頂きました。

## 岡垣町で困っている人達へ

### いる人達へ

#### 吉木校児童会

北海道でこまっている人達を助けるため、ぼく達の学校で、児童会と六年生を中心にして、一年生から六年生までみんな協力して廃品を集め義援金に当てました。

このことはテレビジョンで、北海道の冷害のことを知り、その人達があまりにもかわいそうなので、六年生が卒業するまでによいことをしたいという意見をだし、北海道のお友達の一人数人にえんぴつ一本ずつでも送ってあげようと思つて会議をおこなつて各地区に別れて古びん、古鉄、ぼろ布、古新聞紙などを集めて、みんな協力し、一生懸命やっていたころということが決められました。

二月二十日からみんなはりきって仕事をしました。三月一日に終り、終ってみると以外とたくさん集まりました。こんなに集まったのは、みんながほんとうにこまっている人達を助けてやるうという真心があつたからだと思つています。そこでこのぼく達の住んでいる岡垣町にもたくさんこまっている人達がおられるだろうと思ひ、岡垣町にもお命集めたお金ですから、困っている人達にわずかですが、ぼく達の真心を受け取って下さるようお願いいたします。

福岡県遠賀郡岡垣町  
吉木小学校  
吉木校子供会一同

私達吉木小学校の子供会は、みよりのない人や、こまっている人達に私達でつくったお金の少しでもいいから、送って喜んでもらおうと思ひ学校子供会の問題としてとりあげ家には、いらなくなつた物がたくさんあるのでそれを集め、集まった物を売ってお金にかえて、こまっている人達に送るといふことを決め一年生から六年生まで、みんな力をあわせて働きました。

みんなの幸せの日が、一日も早くきますように、心からお祈りいたしています。

## 「国民健康保険で、受診する場合は

### 次のことに気をつけましょう」

●**第三者傷害は、役場に事前に届けましょう**  
近頃、交通事故及飼犬に咬まれる等で受診されることが往々にしてありますが、これらについては、事前に役場「住民課」に届けて下さい。届けをしてなく後で被保険者に不利なことのないようにしましょう。

（朝六時より夕方六時の間）  
医院よりの距離二軒まで百八十円二軒増す毎に七六円が加算されます。

●**療養費払いについて**  
国民健康保険の受診については、療養取扱機関として指定している、県下の医療機関で診療することを原則としているが、旅行先等でやむをえず受診される場合は、公立病院を利用して下さい。一般病院では他県の場合は、国民健康保険の指定医と、なっていないので、特殊な場合を除き療養費を支払うことが出来ませんので充分注意しましょう。

**2 夜間の場合**  
（午後六時から午後十時までの間）  
普通時の場合の二倍の二軒まで三百六十円二軒増す毎に百五十二円が加算されます。

●**往診の料金について**  
往診の料金については、次のとおりとなっています。

**3 深夜の場合**  
（午後十時から午前六時まで）  
普通時の場合の三倍の二軒まで五百四十円二軒増す毎に二百二十八円加算されます。往診を求めるときは充分考えましょう。

●**資格そう失した場合**  
は、速かに届けましょう。

国民健康保険の被保険者で、会社等に勤めて社会保険に加入したときは、速かに届けましょう。この場合は、保険税の均等割にも関係があるので社会保険証、印鑑、及び国保被保険者証を持って住民課窓口で届けて下さい。以上

1 普通時の場合

国民健康保険の被保険者で、会社等に勤めて社会保険に加入したときは、速かに届けましょう。この場合は、保険税の均等割にも関係があるので社会保険証、印鑑、及び国保被保険者証を持って住民課窓口で届けて下さい。以上

## 戸切の公民館竣工

戸切区は今まで、竜神社の事務所を公民館に、雨露をしのんできたが、この度上戸切のほぼ中央に、家は石田六郎氏が、土地は全氏長男の石田芳雄氏が、内工作は戸切出身の若松区石田寿一氏が五十五万円をそれぞれ寄附され、立派な公民館が出来上り、四月十日落成式を挙行了した。

敷地三百三十平方米、建て坪百五平方米、木造平家建の立派なもの。

敷地三百三十平方米、建て坪百五平方米、木造平家建の立派なもの。



### 狂犬病予防注射 及び畜犬登録

昭和四十年度第一回目狂犬病予防注射及び畜犬登録を次のとおり実施します。

#### ◎日程

四月二十一日十時より十二時まで戸切公民館、十三時より十六時まで役場東部出張所、四月二十二日十時より十二時まで山田公民館、十三時より十五時まで東黒山公民館、四月二十三日十時より十二時まで内浦農協前、十三時より十六時まで役場

◎料金  
一頭につき四〇〇円

### 小児マヒ生ワク 投与 (第一回目)

昭和四十年度第一回目の小児マヒ生ワクチン投与を四月下旬から五月上旬にかけて実施する予定です。

◎場所、岡垣町役場

◎該当者、昭和三十九年三月から四十年二月まで生れた者及び生後三カ月以上で受けたことのない者。

### 百日咳、ジフテ リヤ予防接種

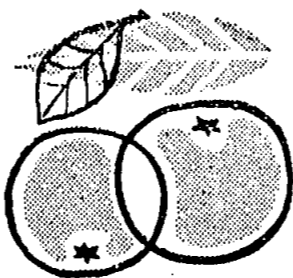
(第二回目)

#### ◎日時

四月二十八日十三時から十五時まで役場、四月三十日十三時から十五時まで役場

◎該当者、昭和三十九年七月一日から四十年一月十五日までの出生者。

## 無核温州みかんの 産地を造ろう



岡垣町は北九州市の近郊みかん産地として年々めざましい躍進を遂げている。すでに構造改善事業の基幹作目として取上げられ集団産地の育成強化を計るべく町も栽培者も一体となって目的達成に努力を続けている。戦後十数年果樹は他作物に比し恵まれた条件下で順調な発展を遂げ今日の様な一大ブームを呼び起した。然しこれからは無条件増植の時代は過ぎ充分検討を加え、よほど恵まれた条件でないと、これから予想される激しい競争に耐える事は出来ないであろう。

近年農家労力の著しい減少は反収と品質を低下させる可能性を増し、労働賃金の上昇と諸経費の増加は果実の生産費を高め果樹農業の生産性を低下させている。一方年毎に高まる貿易自由化の波は国内果実の優位性を失われ国際競争への道は愈々急である。この様な客観情勢から考え、今後岡垣町が名実共に温州み

かんの一大産地としての名声を博する様になる為には産地の集団化を計り近代設備を施して思い切った省力栽培を行い生産費の低減を計って優れたみかんの生産を行うより道はないと考えられる。殊に本町の地理的、社会的条件は今後の観光開発と相まって観光果樹園としての望みも大いに可能であろう。既に大都市の近郊果樹園地帯の一部では観光果樹園としての設備を施し多くの観光客の誘致に成功していると聞いている。此の場合特に必要とされる事はやはり品質が優秀であると云う事である。尚又観光果樹園のみならず生果として又缶詰原料果として供給する場合に於ても同じである。

本町の柑橘栽培地帯はその大部分が第三紀層に属し且つ傾斜地であり、気象的にも地形的にも恵まれた条件を備えている。従って樹令が進むにつれて可成良質のみかんが生産されるであろう事は想像に難くない。唯然し心配であり将来憂慮される問題

が一つある。それは含核果(種子のある温州みかん)が生産されるのではあるまいかと云う事である。既に御承知の通り温州みかんでは無核果である事が優秀果としての条件の一つに数えられている。如何に美味で外観美麗であっても果実内に種子を含むものは生食用としても缶詰用としても決して有利な取扱を受けないのである。この場合他の種類で花粉を多量に有する柑橘類(夏柑、金光子、酢橙)が温州みかんの附近に栽培されていると昆虫、風等の媒介により温州みかんに種子を生じ含核果となるのである。本町に於ては、ほとんど全域にわたって雑柑類が見られ栽培型から放任型に至るまで各地に散在していて憂慮せざるを得ない実状に在り、今後無核温州みかんの産地化を計る為にはどうしても雑柑類の栽培や混植を制限又は規制せざるを得ない事になる。然し現実問題としては本町内に散在する雑柑類は面積的にも少なくないし又農業経営の対照として可成の収益を上げている園も多いのであって、これに制限や規制を加える事は云うべくして非常に困難を伴うものと考えられる。

既に県下の温州みかんの産地では、いち早く無核温州みかんの産地化を計るべく種々の対策が講じられている。八女郡黒木町に於ては町を中心に農協柑橘組合等が協力しそれらの立場から予算を計上し(町十万円、農協五万円、柑橘組合五万円)雑柑類整理運動を展開し伐採に当っては之に代る苗木を無償提供し、樹勢、樹令に応じそれらに評価し補償金迄支払っている。予算的には決して多くないが、此の事業を始めて既に数年を経過しているし、雑柑類の整理ムードは今や全町に広まり其の実績は年毎に現れている。又歴史と伝統で知られる粕屋郡青柳地区ではみかん景気に支えられ我が世の春を謳歌して来たのであるが、永年にわたる雑柑類の無制限な導入に依って現在では柑橘類品種の見本園的感じすら受ける産地と化し、雑柑類の対策について真剣に考えていると云う、然し今に至るまでの整理や対策が如何に困難であり巨額の経費を必要とするかを考えるならば先ず不可能に近い問題である。更に又隣の宗像郡玄海町釣山地区、福岡町本木地区に於ても前例と同じ問題を生じ温州みかんの栽培は常に動揺し続け雑柑問題は未解決のままです。〳〵複雑の度を加えている。以上無核温州みかんの産地化の必要と各地の事例を述べたが、我々は以上の事例と問題を本町に理解するならば将来本町のみかん栽培が如何に在るべきかは今更言を要しないし、雑柑類の制限については自ら自制せざるを得ない問題であろう。新興産地として生れようとしつゝある岡垣町のみかん園が再び古家を建てるが如き愚かさは何んとしても避けたいものである。

(遠賀地区農業改良普及所) 衣笠技師

## 図書貸出し

役場公民館及び東部支所で、図書の貸出しをしているので、大いに利用はして頂きたいが次のことを厳守して下さい。

一、図書を借る場合は必ず係に申し出て、貸出簿に記入して下さい。

二、貸出しは一回に二冊以内、期限は十日以内ですから、早目にお返し下さい。

三、図書を甚だしく汚損又は紛失した場合は相当額の弁償をさせていただきます。

四、以前借りた図書を返さないで、新たに借りることは御遠慮下さい。

五、図書は衛生的に扱って下さい。

# 町民体育祭

町民の体育振興と親睦のため三月二八日岡中運動場で才一回町民体育祭を催す。当日は快晴だったがまだ風が冷たく、行事は予定時間通り進行したが、始めての事として種々の点に反省させられることが多かったが、二千数百人の参加を得たことと、区長さん婦人会、その他役員の方の御協力を感謝申し上げます。その折の成績は左の通り

## ▽五千米マラソン

(一般) 門司勇治、入江秀俊  
西岡良治

(高校) 石松実、石松輝美、田中正

(青年) 大庭信義、戒能杉男、田原英樹

## ▽百米競走

(青年) 野田英二

(一般) 石田健、竹石節男

(高校) 石元良一

## ▽四百米競走

(青年) 入江東樹、西岡次春

笹原忠義

## ▽各区各層対抗リレー

優勝 東山田、糠塚、西山田、山田、高倉、吉木、波津の順

## ▽走巾跳

(青年) 野田栄二、石田健、田原一男

(高校) 石元良一

## ▽走高跳

(青年) 竹石節男、吉田和美

(一般) 小養雅征

(高校) 石元良一

## ▽砲丸投

(青年) 野田栄二、齊藤豪功

藤岡和伴

(一般) 本田文雄、永沼薫

## ▽千五百米競走

(一般) 門司勇二、入江秀俊

(青年) 入江東樹、大庭信義

(高校) 石松実

## ▽小、中学生各区対抗リレー

百合野、新海老津、三吉、高陽

## 林業肥料と除草剤について (1)

### 粗放林業から集約林業へ

#### 短伐期林業―林地肥培

山の木は子供や孫の代に伐るものという考え方は、もはや改めねばなりません。山の上をこやし、木を早く育て、皆様の生きていく間に二回、いや三回も木を伐り出し、もうかる林業を経営していただきたい。そこで唯一の解決法として考えられることは林地肥培です。林地肥培は一時の思いつきではなく、一般農業のありかたと同様、必須の解決策なのであります。山林に肥料を施すことであるか

苗木の生長がよくなり、早く

#### 肥料を施すとうごうなるか

「うっぺい」するので、下草刈りの回数が省ける。間伐材が早くとれ、利益がある。土質が改善され、土砂の流亡が防げるので、地力が保全される。木の材積の増大と間伐材の早期採取による利益は、施肥の経費を上回り、充分採算がとれる。

#### 林業肥料の施し方

##### 1、新植と幼令木

一般には下枝張りの周囲又は山側に、半円状に五〜十糎の深さに溝を掘って施し覆土します。手早く施し、手間代を節約する為、「ばらまき」が普及しつつあります。此の場合には下張りの周囲又は山側に

半円状に筋状にまきます。施す時期は新植では活着を見届けて後、梅雨前に施すのが効果的ですが、一般に植栽当年は樹勢、根張りとも不十分なので、むしろ植栽翌年からの施肥がよい。以後うっ閉期までの施肥回数は林木自体の生長とともに、林地のうっ閉を早め、下刈を早く切り上げることに重点をおくことから考えて、毎年施肥することにした事はありませんが、隔年施肥が経済的です。施肥の時期は一般的にいつて、二月から秋口までです。

##### 2、うっ閉期前後の林木

うっ閉期に近くなりやすくと、吸収根が全面に張り出して、るので木と木の間に全面「ばらまき」するか、又はばらまいた後表土と浅くかきまぜる。

##### 3、間伐前後の林木

間伐材を早く多くとるために間伐四〜五年前に隔年二〜三回の施肥を、更に間伐した年に一回施肥し、空いた林地のうっ閉を計る事をすすめます。

#### 基準施肥量について

普通林地(植栽当年一本当り)

すぎ 七〇g

ひのき 六〇g

まつ 六〇g

初年度は少々控えめにやり平均五〇gがよいだろうと思えます。約一つまみ位。二年以降は少しずつ増量して行くこと。尚詳細については役場係に御連絡下さい。

#### 林業肥料の幹旋について

県森連では町村森林組合を通じて肥料の幹旋をしております。チッソ、リンサン、カリ配合された山林肥料で粒状になっており、使用法は簡単です。正味二十斤紙袋詰代金は約七百円前後です。

#### 除草剤「シタガリン」について

##### 特性

シタガリンはクロレートソーダを主成分とした林地の下刈用除草剤として、新しく研究

された白色の粒状散布剤です。本剤の特性は粒状(粒径約一、五粒)のため、散布しても植栽木にはトマラズに笹や雑草に落下しますので、植栽木を損傷せずに、笹や雑草を枯死又は生育を著しく阻害します。本剤は特殊の造粒方法により製造されているので、次のような特性をもっています。即ち、粒剤の外用薬剤に依って予め土壌の調整を行ない、然る後に内部のクロレートソーダによって、笹や、雑草の枯殺現象を發揮しますので、土壌の酸性化には心配ありません。

##### 利用できるところ

林地の下草除草  
造林地の地替え、  
その他、使用量の調整に依りクロレートソーダと同じように一般の除草にも使用出来ます。

##### 効力

撒布されたシタガリンは笹や雑草の葉茎に附着すると、植物の水分や、空気中の水分で溶解し、直ちに植物の体内に侵入し、本剤特有の強力な酸化作用で活性酸素を発生して植物の細胞を破壊し、それと同時に塩素は植物の体内を移行して、その枯殺力を更に高め、笹や雑草を枯死させます。又、地上に落下したシタガリンは湿気で溶解し、土壌にしみ込み、土壌中の水分や、有機質等に依って分解し、同じ効力を根に与えます。尚シタガリンは、非ホルモン系除草剤と異なり、植物に抵抗力を与えるような心配はありません。

##### 効果

シタガリンを撒布してから一週間位で、笹や、雑草の葉が変色しはじめ、一カ月から二カ月で枯死します。尚笹等の根は腐れ、有効な肥料として植栽木に働きますので、スギヒノキ等の生長が大巾に促進されます。

(以下次号)